

さあ、「花火のまち長岡」をPRしよう

～ 平成 30 年度 長岡花火打上サポート制度について ～

1 制度の趣旨

長岡花火の打ち上げによる地域活性化と「花火のまち長岡」を広く発信することを目的に、長岡花火に込められた想いや物語の伝承および一般財団法人長岡花火財団の設立目的や活動内容に賛同する者が主催する花火大会での長岡花火打ち上げに要する経費に対して、予算の範囲内においてサポートするもの。

2 サポートを申請できる者

長岡地域を除く長岡市内の各地域（中之島地域、越路地域、三島地域、山古志地域、小国地域、和島地域、寺泊地域、栃尾地域、与板地域、川口地域）において、花火大会を主催している団体であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長岡花火に込められた想いや物語の趣旨に賛同する団体。
- (2) 長岡花火財団の設立目的や活動内容に賛同する団体。
- (3) 本サポート制度の趣旨、手続方法、審査基準などに同意できる団体。

3 サポートを受けることができる者

サポートを受けることができる団体は、各地域において、1 団体までとする。

4 サポート対象経費

サポートの対象となる経費は、申請者が花火大会で打ち上げる本制度の趣旨に沿った長岡花火の打ち上げに要する花火玉の経費のみとする。

なお、このサポートは年度限りとする。

5 サポート金額

申請者が集めた寄附金等の金額と長岡花火の打ち上げに要する花火玉の経費のいずれか低い方の金額を予算の範囲内でサポートする。ただし、1 団体 100 万円 を上限とする。各団体からの申請合計額が予算額を上回った場合は、長岡花火財団は各団体へのサポート金額を調整するものとする。

なお、その年度において決定したサポート金額については、最終的に集まった寄附金等の合計額が当初予定額を上回った場合においても、増額はしないものとする。

6 サポート金額の返還

サポート対象となる事業が次のいずれかに該当した場合、既にサポート金額の支払いを受けた団体は、サポート金額の全額または一部の額を長岡花火財団に返還するものとする。

- (1) サポート対象となる事業が中止または大幅な縮小となった場合
- (2) 実績報告において、寄附金等の金額もしくは長岡花火の打ち上げに要する花火玉の経費が決定したサポート金額を下回った場合

7 選定方法

公開によるプロポーザルを年 1 回（6 月下旬を予定）実施する。

8 審査基準

●寄附金等の募集

申請者が自ら主体的に花火大会の寄附金等を募る事業か。

●誇りの醸成

長岡花火を打ち上げることが地域住民の誇りにつながると期待できる事業か。

●「花火のまち長岡」のPR

「花火のまち長岡」を広くPRできる事業か。

●参加性

長岡市内外からより多くのお客様が広く参加できる事業か。

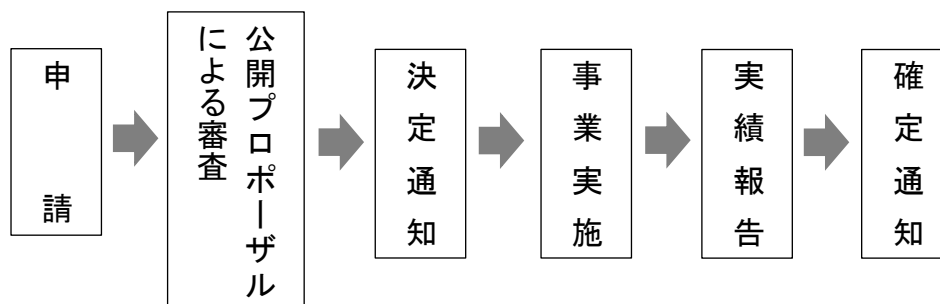
●打上意義とその周知

長岡花火を地域で打ち上げる意義が明確となっており、その意義が地域住民に周知できる事業か。

●サポートのPR

長岡花火財団からのサポートを広くPRできる事業か。

9 申請から完了までの流れ



10 情報公開

本サポート事業に関わる、申請から確定通知まで一切の情報を長岡花火公式ウェブサイト公開する。

11 申し込み・問い合わせ先

「申請書」に必要事項を記入し「事業計画書」「収支予算書」を添付した上で、長岡花火財団に提出してください。

※受付期間は年1回（6月上旬から中旬を予定）とします。

※「申請書」等は、長岡花火公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【問い合わせ】

一般財団法人長岡花火財団

住所：〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地

フェニックス大手イースト 6階

電話：0258-39-0823

FAX：0258-39-0871

E-mail：info@nagaokahanabi.or.jp